

釧路短期大学公的研究費不正使用防止計画

1. 責任体系の明確化

想定される不正発生の要因	防止計画
公的研究費に関する責任体制が不明確	◇学長を最高管理責任者とした、管理責任体制を明確にし、学内外に周知する。 ◇全学にわかりやすい不正防止用リーフレットを作成・配布し、使用ルール、関係規程等の周知を図る。
◇管理・運営を行う各責任者の責任・権限の認識低下(人事異動時、長期経過時等)	◇各責任者が交代する場合、後任者への十分な引き継ぎを行う。 ◇推進責任者は、学科等へのコンプライアンス教育及び実施結果報告の過程において、横断的に協議・研修する機会を設け、互いに認識を高める。

2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

想定される不正発生の要因	防止計画
意識改革・使用ルールの周知	◇コンプライアンス推進責任者は、ルールの理解が進むよう説明会やリーフレット等を通し、不正使用防止意識の浸透を図る。 また、使いやすくなりやすい使用案内の作成、リーフレットの改訂等を行うなど、使用ルールの一層の理解・向上を図る。 ◇研究者及び関係者全員は、以下を実施する。 ・不正使用防止方針・計画、行動規範を読み、認識する。 ・研修を受け、使用ルールを理解する。 ・研究者は、研修会出席を義務とし、出席しない場合には公的研究費の申請及び使用が認められないことを認識する。 ・研究者は、誓約書を提出し、提出のない場合は公的研究費の申請及び使用が認められないことを認識する。 ◇コンプライアンス推進責任者は、研修会等において使用ルールに関する理解度をアンケート調査し、結果を以降の不正使用防止対策に向けた検討資料とする。 ◇不正使用防止体制全体をホームページに公開し、全教職員と学外者に周知するとともに随時これを更新する。 ◇事務部門の責任者は、研究代表者等に対し、物品調達等の事務手続フローを示し、適正執行の基本ルールが十分理解されるように発信する。
◇研究費が研究者個人の獲得資金であると認識され、備品や研究成果が共有されない	◇新規に採択された研究代表者等に対し、公的研究費は機関管理されるものであり、研究成果や購入物も機関で共有されるべきものであることを伝える。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施(適正な運営・管理活動)

想定される不正発生の要因	防止計画
不正防止計画の形骸化	◇不正防止計画推進部門は、最高管理責任者直轄で不正防止計画を策定・推進し、コンプライアンスに関する啓発を行うとともに、その対策が陳腐化することのないよう見直しを図る。 ◇不正防止計画推進部門は、内部監査委員会と連携し、監査結果を踏まえた改善計画を策定・実施する。
◇部門間で情報が円滑に伝わらない	◇事務部門は、他部門とのコミュニケーションを心掛け、必要な情報共有を行い、購入物品等の執行管理が円滑に進むよう努める。 ◇研究代表者等は、疑問が生じた場合、相談窓口を積極的に活用する。
ルールと実態が乖離	◇事務部門は、事務処理手続規程等ルールと運用実態について、乖離していないかチェックを行い、必要に応じて見直す。 ◇コンプライアンス推進責任者及び担当事務職員は、当初の計画に比較して執行の進まない研究者に対して、執行が遅れる理由を確認し、必要に応じて改善を求める。
管理・執行状況の把握が不十分	◇研究計画に基づき、定期的に予算執行状況を確認する。 ◇執行の遅い研究者にはヒアリングを行い、正当な理由による執行の遅れについては、繰越制度の活用を勧める。
◇発注段階で、財源が特定されない	◇執行状況を把握するため、発注段階で財源を特定するよう周知・徹底する。
◇物品購入について・発注権限のない研究者が発注、検収を行う	◇公的研究費で購入する全ての物品について、教務・学生課が発注・検収を行う。
◇旅費について・旅行事実の確認が不十分	◇旅行計画が決定したら、速やかに出張命令簿により承認を得る。 ◇出張復命簿には、用務先、目的、内容、宿泊先、面談相手等の資料を添付する。なお、宿泊先には内部監査委員会が事実確認を行う場合がある。
◇非常勤雇用者の人件費について・勤務時間実態が確認しにくく	◇勤務時間の管理は、出勤簿またはタイムカードにより行い、管理責任者(又は代理者)が必ず事実確認をする。 ◇人件費については内部監査で雇用内容を確認する。
◇取引業者との癒着	◇事務部門は、取引業者に契約ルールや不正防止対策を周知し、取引業者に誓約書の提出を依頼する。

4. 告発等の取扱いに関する規程の整備運用の透明化

想定される不正発生の要因		防止計画
通報が不便	◇法令違反や不正の通報・告発窓口の状況が不明で、状況把握がしにくい	◇設置している通報窓口を積極的にホームページで告知し、早期発見に努める。 ◇通報者を保護する体制(規程)を公開し、その周知・浸透を図

5. モニタリングの強化

想定される不正発生の要因		防止計画
情報共有不足によるモニタリング効果の低迷	◇内部監査委員会と不正防止計画推進部門の情報共有が不足(防止体制の改善が停滞)	◇内部監査委員会により、不正使用の防止を推進する体制の検証、不正使用発生要因に着目したモニタリングを実施する。 ◇抜き打ち監査を含めて研究費使用実態を監査する。 ◇内部監査結果をもって、監査委員会と不正防止計画推進部門が互いに連携・共有し、防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。

6. 情報発信・共有化の推進

想定される不正発生の要因		防止計画
通報を提供する窓口が不明確	◇執行手続等に係る相談窓口の設置情報が未浸透	◇使用ルール等について、相談を受け付ける窓口を公表し、適切な執行管理に努める。 ◇不正使用防止体制を学内外の利用者の視点に立ち、体系化・集約化してホームページで情報発信を行う。